

第一回國會議院運輸及び交通委員會會議錄第二十三号

昭和二十二年十月四日(土曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 正木 清君

委員 井谷 正吉君

重井 慶治君

館 俊三君

原 彪君

矢野 政男君

岡村利右衛門君

高橋 英吉君

飯田 義茂君

出席國務大臣

運輸大臣 吉米地義三君

出席政府委員

運輸政務次官 田中源三郎君

運輸事務官 郷野 基秀君

委員外の出席者

専門調査員 岩村 勝君

十月二日

横須賀市沼間に停車場設置の請願

(小喜藤三郎君外一名紹介)(第七二七號)

城端、西赤尾間國營トラック運輸開始の請願(橋直治君外一名紹介)(第七四二號)

古津信誠所を一般驛に昇格の請願(高岡忠弘君紹介)(第七四一號)

七尾、氷見間國營バス運輸開始の請願(橋直治君外二名紹介)(第七四二號)

羽咋、氷見間鐵道敷設の請願(橋直治君外二名紹介)(第七四四號)

若江本線を金居原まで延長の請願

(森幸太郎君紹介)(第七五六號)

省線電車を小田原まで延長の請願

(鈴木雄二君紹介)(第七五八號)

都農町に停車場設置の請願(片島港君紹介)(第七六三號)

近畿日本鐵道會社線法隆寺、平端間復活の請願(細川八十八君紹介)(第七六八號)

東京、鳥羽間直通列車復活の請願

(石原眞吉君紹介)(第七七〇號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

道路運送法案(内閣提出)(第四七號)

○正木委員長 會議を開きます。

これより道路運送法案を議題として

質疑を續行いたします。矢野政男君。

○矢野(政)委員 たいだいま提案になつております道路運送法案につきま

て、お尋ねいたしましたと思いま

す。私は過日の委員會を、水害地の調

査のために数日間缺席をいたしました

ので、これから質問いたしますこ

とは、委員各位がすでに御質疑にな

られた點も多々あるだろうと思いま

す。重複いたします點を御了承願

ておきたいと思います。

運輸大臣にまずお尋ねをいたしたい

と思ひます。なお御質問申し上げます

前に、一應私の考えを申し上げてお

きたいと思ひます。私從來より自動車

運輸事業に關係してありますので、民間

業者の立場にありますので、ただいま

から私がお伺ひいたしますことは、民

間業者であるがゆえに、民間業者の肩

をもつてというふうな誤解をもたれては

困るといふことを考えますので、私は

もちろん民間業者の立場ではございま

すけれども、ただいまから大臣にお伺

ひいたしますことは、われ／＼運輸交

通委員として、今後こうした問題を公平に研究し、そうしてその實現をはか

つていくということに、邁進いたさなければならぬ。かように多年考えてお

りましたので、ほんとうに公平な立場におきましてお尋ねいたしたい。さう

たしまして、あらゆる面に對し、軍官の命令に従ひ、辛うじてその命を續け、その責任を果して、いつたような次第であります。従ひ、終戦と相なりましたその後の状況はどうかと申しますと、これまた御承知のような資材の不足、あるいは新車の生産につきましても、許可を得て、そうして制限された車輛の生産によつてやつていくという状態であり、苦しみはまことになみ／＼ならぬものがあつたのであります。しかるに終戦になり、早く運輸省は國內に三十二路線の新規の營業を計畫して、そうして新規の國營自動車を作るというふうな状態であり、その當時におきましても、業者は、何ゆゑにわれ／＼業者が今日まで苦しんでやつてきたところへ、終戦になるや、ただちに運輸省はこういう計畫をしなければならぬかという業者の聲があつたのであります。さらにこれに引續きまして現在も、民間業者の經營しており、あるいはトラックの區間に對しまして、新しい計畫を立てまして、そうして今なお民間業者を壓迫いたしました、そのうち、ここに新規計畫を實施するといふような状態になつて進んでおるのであります。私は、民間業者の手によつて經營できます所は、運輸省はこれを獎勵いたしました、民間業者にこの事業を整備擴充させてやらせるべきではないか、ということを強く考へる次第でございます。この際、ただいま全国各地に計畫されておる路線につきましても、かような民間業者によつてできる路線は、これを民間業

者をして大いに擴充させてこれをやらせるべきである、かように考へるわけであり、なお、過日の委員会においても御意見のありましたように、またさらに非常に民間業者の經營が、悪いから、これを省費でやつてくれというふうな請願も非常にたくさん出ておることは承知しておりますが、この點につきましても、必ずしも私は、一たび許可を受けましたならば、必ずその業者によつて經營をさせていかなければならぬというふうには考へないのであります。もしその現在許可を得ておる業者の營業が、あるいは、あるいは一般の輸送機關としてその用をなさぬという所がありましたならば、これを資本的にかゝることも結構であります。あるいは業者をかゝることも當然であります。さういふにいたしまして、民間業者でできるこの事業に對しましては、運輸省はこれを特に獎勵してやるべきではないか。殊に運輸省の現在の財政状態を見ますと、非常な赤字でもつて、今後いかにして運輸省の賄いをついていくべきかという状態にあると、うかがつておられます。省營自動車車を年々相當なる赤字を出してその經營に當つておるといふようなことも聞いておられます。これは過日の委員会におきまして、省營自動車の營業状態、あるいはその経過につきましても、参考書を出していただくようお願いをしてあるのであります。いづれその營業状況につきましても、私のおぼやかりなところを、私の豫測いたしますところにより、この省營自動車の年々の赤字は、容易なものではないと考へるのであります。こうした點から考へてみますと、民間

業者がなし得るところに對しましては、國といたしましてはこれを全面的に民間業者にやらせるという確信をこころにもつべきである、かように考へるのであります。これに對しまして運輸大臣はどうかというふうな考へで今後進まれるのであるか。現在まだ計畫中である路線、あるいは箇所等には對しまして、この際あらためて再検討いたしまして、どうしてもこの路線に對しては國營でやらなければいけない。あるいは國營にあらずんばなし得ないというふうな路線、あるいは箇所を對しましては、これは進んで國營によつてやるべきである。しかしながら、ただいま申しましたように民間業者といふのもその業者を變へ、その資本系統を變えてやるならば、完全な營業となし得るといふことの見透しがつきますならば、運輸省は進んでその途をとつていただきたいと考へるのであります。これに對しまして運輸省の御方針、現在計畫中である路線、あるいは區間についてどういふ御處理をお考へになつておられるか、この點を伺いたいと思ひます。

○管米地國務大臣 矢野委員の御質問に對して、民間自動車のやつておるといふことを壓迫して國營自動車を作ることはよろしくない。それに對する大臣の意見はどうかというふうな質問のたゞであり、先般本下委員とか、あるいは小笠原委員等の御質問がありまして、その際詳細にお答えしたつもりでございます。すなわち現在營業權をもつてやつておられる路線に對する民間自動車は、できるだけ助成をいたしまして、大衆の便宜になるようにいたしました

い、こういう方針は變らないのであります。従つて都合よくやつております民間を壓迫して、それとの競争線に國營自動車による計畫を立つておるといふことは大體ないと思ひます。ただ國營自動車は、その經營の本旨として、鐵道の先驅をなす所、あるいは鐵道の助成であるとか、もしくは開拓地帯に對する交通の便宜のためとか、いろいろな意味でございまして、都合によれば、いろいろ採算的には犠牲線をも考へるといふことになつておる次第であります。都合よく經營しておられます民間の線路にまで食ひこんでやるという意思はないのであります。ただ民間で争議とか、運賃上、事情によりまして、戦時中から運行が圓滑にいつておらぬというものが相當ございまして、それらに對する地方民の要求が輿論となつて、國營自動車の運行を要求してまいつておる所がございまして、それに對してはできるだけ民間業者に對して助力を與へまして、それでもなおかつ都合よくいかないという所がございまして、これは輿論に従ひまして國營自動車を行わなければならぬと考へるのであります。しかしその具體的問題につきましても、今私にはわかりませんが、政府委員からお答えして、よろしくございまして、將來の點に對しましては、道路運送委員会というものがございまして、それらに對する具體的な方策はそれに諮問して決定していかねばならぬのであります。それから、必ずしも運輸省の一方的に考へて、民間を壓迫するやうな處置はとらなからぬ。どうぞその點を御了承願ひたい。○矢野(政)委員 ただいま大臣の答へに、今後すべて道路運送委員会にかけ

て、省營の實施、あるいはあらゆる民間のものに對しては、この委員会に諮られるといふやうな何つたのであります。この點について重ねて伺ひたい。現在計畫中であり、民間業者のものにつきましても、同委員会を通じてこれを實施するとか、どうするといふふうにお進めになるお考へでありますか、伺ひたい。

○郷野政府委員 この道路運送法が實施になりまして、道路運送委員会というものが設置せられるということになりますと、それからと實施いたしました路線につきましても、道路運送委員会に諮問いたし、その意見によつて決定しなければならぬということになるものと考へておられます。この道路運送委員会が設置せられ、またこの法律が實施せられる以前に實施いたしましたものは、従來の方式によりましてやつて差支えないものとしておられます。しかしながらこれの實施につきましても、もちろん豫算その他の關係もございまして、同委員会その他諸方面の御意向を十分拜聴いたしまして進めていく考へであります。

○矢野(政)委員 そういたしますと、現在決定いたしましたものはそのまま實行されるお考へでありますか。

○郷野政府委員 ただいま省營自動車の路線としてございましておるものには、前年度の豫算で決定いたしました、本年度に實施せられることになつておる路線がございまして、これにつきましては従來の方針に従ひまして、できるだけ早く、豫算もございましておることでございまして、實施に移したいと思つて努力いたしておるのであります。今年度の路線につきましても、來

るべき追加豫算の決定を待ちまして確定すべきものもございまして、これは追加豫算の関係におきまして同委員会の御了承を得て、實施に移したいと存じております。

○矢野(政)委員 なお現在業者間で騒がれております進駐軍の拂下車輦の問題でございます。現在運輸省におきましては、各鐵道局あるいは地方の自動車事務所等に命じまして、各府縣にわたりまして、その拂下車輦をもつて非常に多数の省営の運轉をされておるのではありませんが、現在業者におきましては非常に車輦が不足しております。その與えられる責任を容易に果し得ない状態でございます。このときあたりまして、重複いたしまする、現在民間業者がやつておりますところの路線に對して、進駐軍よりの拂下車輦をもつて運輸計畫をする。現在これは全國相當なる箇所計畫をされておりますが、この點につきましても一應お伺いしたいと思います。

○郷野政府委員 拂下げの自動車の配分並びにこれの運用方につきまして、は、拂下げの條件といたしまして、連合軍司令部の方で示された方針に従つてこれを運用してまいることといたしまして、その後いろいろな手續を経まして、すでに連合軍の許可を得て實施に移しておる部分もございまして、大都市の交通緩和のために使いまするバス、この關係の車輛はまず優先に配給いたしましたして、すでに御承知の通りこれを使つておるわけでございます。なおそのほか管理經營といたしまして、農林省、商工省關係の重要な食糧の輸送でありますとか、石炭、亜炭の關係の輸送でありますとか、いろいろ方面に對しまし

ては、すでにその配分計畫を著々進めております。なお官應用の車に對しましても、ほぼ配分を終えまして、あと現に進行中並びにこれから實施いたしまするものは、一般の輸送に使いまする國が直營でやります自動車と、普通の業者の方にその運營を擔當していただきますいわゆる國有自動車の管理經營、これに關するものがこれから實施せられることになるのであります。この民間の管理經營に屬する分につきましては、すでにこれを著々進めております。従いまして省營の直營部分が最後になる段取になつております。そして省營の直營をいたしましする部分については、御承知の通りこの前の議會においていろいろこの點についての御要求もございまして、御注意もございましてしたので、私どもといたしましては、現にこの事業を經營しておられます業者並びにその團體の代表の方々とよくお打合せをいたしまして、連合軍の拂下げにつきまして示された趣旨に規きまして、民間といたしましては、各地におきまして、業者の代表の方と鐵道局長、都道府縣知事、具體的な實施計畫を現地についてよく御相談をいたしまして、これに基いてさらに連合軍司令部の許可を得て最後の案を決定するということと、ただいまその御相談を各地においてほぼ終えまして、これをとりまとめおる段取でございます。従つてこれについてさらに連合軍司令部の許可を得るといふことになれば、今月末ごろを目標にいたしまして、早速實施に移りたい、かように考えておりますが、この段階におきまして民間との摩擦に

つきましては、私も慎重に注意いたしまして、さようなことのないように、現地の具體的な計畫について十分に検討いたしておりますし、今後の運輸の面におきましても、この點は十分に氣をつけてまいりたいと考えております。そうして一日も早くこれを實際の輸送力に使ひまして、拂下げの趣旨に應じまして、國民生活維持のため、また經濟再建のために必要なる重運物資の確保に、官民協力いたしまして當りたい、かように考えておる次第でございます。

○矢野(政)委員 御説明を伺いますと、非常に運輸省としましては親切なお考えのもとに進まれておるようでありますが、この運輸省のお考えと、また鐵道局に参りますと、非常にお考えが違つておる點があるように思ひます。一例もつて申し上げますならば、私栃木縣であります、栃木縣におきまして拂下車輦をもちまして縣内の三十箇所連絡所を置きまして、そうして省營自動車を行つたという計畫を立てられたのであります。そこで縣内の業者におきましては、從來業者がまず大體において一般の輸送に對してはあまり支障なくやつておるにかかわらず、さらに縣内に十數箇所の營業所を設けて、そうして三十箇所連絡所を置いてやるのだというふうな計畫を特にひそかに立てまして、現在車庫において、あるいは事務所において、また、また民間業者には秘密にその計畫を立てられた。そうして、いよいよ従業員の採用までいたしました。實施しようとするときになつたのであります。そこで業者は、もし省營でどうしてもやらなければならぬという所であ

り、またさういふ事情があるとするならば、何ゆえに業者に一言の連絡もなくしてその計畫を立てたか、殊にその營業所、車庫の設置にあたりまして、非常に秘密を守つてその計畫を立てて進んできたというそのことを、業者が聞きまして、これではたいへんだ、現在非常に荷物は少くなりつつありますところへ、さらにここで縣内に三十箇所の連絡所を設けて、しかもガソリン車によつてこれを運營するといふふうなことになるましては、業者は一體どうなるのかといふふうなことになるまして、業者が非常にその實情を訴えまして、そうして地方の自動車事務所、さらに東鐵の局長さんに會ひましてお願いをし、さらに運輸省に参りまして申し上げますと、運輸省としては、決して地方の業者と摩擦を起し、あるいは秘密にわたつてさういふ計畫をするといふふうな指示は出しておられないのだ、よく地元の業者と連絡の上でそれを實施するよう、さういふふうな運輸省のお話であります。さらにまた鐵道局の方に参りましてお話を再三いたしました。その結果は、まったくそれは業者の了解を得なくてはできないのだ、また業者の言ふことがよくわかつたから、それでは一つこれだけをやらしてくれないか、縣内を貫きます宇都宮から眞岡、鹿沼、この間わずか三十何キロかこの路線一本だけをやらしてくれ、さういふふうなことなのであります。少くとも縣内の計畫全部をやるのだというならば、話がわかるのであります。が、とにかくそれはまず大體ひつこませよう、だからこの一本をやらしてくれないかといふことであります。最後までさうした鐵道局のお話である

のであります。なぜわづかその一本の線をやらなければならぬかといふふうなことでも、お願いもし、實情も申し上げまして、それではひとつ全部やめようといふふうなことに相なりまして、圓滿に話がつきました。それで省營は全然やらぬといふことに相なつておるわけでありまして、私はさういふ實例を見ましても、業者がほんやり黙つておれば、いつの間にか省營は計畫をして實施するといふふうなことに相なるわけでありまして、これは栃木縣だけの例を申し上げたのであります。おそろく近縣であります群馬、千葉、茨城、埼玉、いずれも同様な問題で非常な押問答をやりまして、まず大體はひつこませようといふふうなことにおちついたのであります。ただいま御説明がありましたように、運輸省のお考えと、鐵道局あるいはまたその先の自動車事務所といふふうな點になつてまいりまして、話が非常に違つてまゐりまして、しかもそれをやることその地方鐵道局の力であり、あるいは一つの業績を残すようなお考えであるのではないかと私は考へるのであります。先ほど御答辯のありましたように、先ほどお考えのもとに、今後ほとんどに最末端までその點を徹底させられまして、少くも民營と國營がこの際摩擦を起して、さうして民營で間に合ふ所を省營でわざ／＼そこに新たな組織、新たな車輛をもつて計畫、經營するといふふうなことは、現在の國家の狀態から見ましても、これは大いに反省すべきではないかと考へるのであります。どうかその點につきましても、十分全國に行きわたりました。少くも現であり、子である國營、民營が摩擦

を起して、そのために非常にそこにおもろくない問題を起し、あるいは時日を費して、いろ／＼な面にこれが波及いたしまして騒いでおるような現在の状態であります。兵庫でありますか、これなども省營の問題が起つております。おそらく他の委員の方にも陳情の訴えがあるようでありまして、殊に業者、従業員、この人たちは毎日數十枚のはがきをもつて、省營をこの際何とかやらないように委員会として骨折つてもらいたい、もし不幸にして省營が實現するならば、われ／＼民間業者はどうしても立ちいかぬというような非常に悲壯な訴えをされておると思ふのであります。この點は私詳細を存じませんが、運輸省當局に對しましても、おそらくその悲壯なる陳情が來ておることと思ひますが、この點につきましても實情を簡単に伺つておきたいと思ひます。

○苦米地國務大臣 今の地方的な問題は、いろ／＼拜聴いたしました。大分参考になりましたが、先ほどから申し上げますように、要點は民業を壓迫するといふ意思でなしに、大衆の便宜のために、輸送が都合よく行われているかどうか、民營によつてその目的が完成されております所は、省營は行く必要がないのであります。それゆゑに、今お話のように間に合つておる所へむりに行く必要は將來ともなからうと思ひます。ただ地方の輿論によつて盛んに陳情がありまして、今の民營ではどういふ大衆の希望に副わないし、また輸送が不圓滑だといふことが實は所在にあるのであります。それでありますから、それらの地方に對しては、もし民營が設備が足りないとか、あるいは車

が足りないとかいふようなことでありますれば、國としてはそれに對してある程度の助成をいたしまして、できるだけ大衆の便宜になるようにしたい、こういうふうな考へておるのであります。しかしこれもことごとくでなく、どうしても内部の改造が必要であるとか、あるいは別に國營をやる方がほんとうに大衆のためにいいのだというやうな客觀的な情勢がありますれば、これはこれは納得してくださると思ひます。この點はひとつ御了承願ひたいのであります。しかしさういふことに關しては、將來は道路運送委員會等ができませんから、片手落ちな、抜打的なことではないとは信じますので、これもまた御了承願ひたいと思ひます。

○矢野(政)委員 この機會に委員長にお願いいたしておきますが、ただいま運輸大臣から御説明のあつたやうな事實、省營でやらなければならぬといふやうな所を、まけて民營にやらせるといふやうな考へは毛頭もつておりません。従ひまして現在問題になつております省營、民營の各地の實情を、委員會として現地に參つて、そしてこれを實際にあつて研究する。殊に今省營として實施しようといふやうな路線については、これまた至急に委員の方が現地に參りつて、そしてその實情を研究いたしましたして、まさに省營をやるべきであるといふ路線に對しては一日も早く實施すべきであります。もし現在地方民の一部の考へのもとにこの實現をしたいとか、あるいは何か民間業者に對しておもろくない問題があらして、そのために省營を實現してやろう、あるいは省營によつて壓

迫してやろうといふやうな、一部の人の考へのもとに省營の實現を主張されるというやうな面も少くないと思ふのであります。この點についてはひとつ至急に委員會において實際現地に參つて、現地の實情を知りまして、さらにはまた省營、民營に對しての検討をすべきではないか、かように考へるのであります。この點いかがでありますか、委員長のお考へをお伺ひしたい。

○正木委員長 ただいまの矢野君の發言であります。委員長といたしましては、このことは相當重大な事柄でもあり、慎重を期さなければならぬと考へております。従つて今後ただいまの矢野君の御意見に基くやうな問題の取扱方については、適當な機會に委員一同と十分相談いたしましたして善處したいと考へております。原彪君

○原(彪)委員 前回の委員會におきまして私の質問に對する政務次官のお答へについては私は満足しないものであります。さういふ今日大臣がお見えになつておりますので、大臣から一言御答辭にあつかりたいと思ふのであります。

〔委員長退席、前田(部)委員長代理著席〕

それは例の地方の出先官廳の一つであります自動車事務所のことでありまして、政務次官の御答辭は、知事の指揮、監督に自動車事務所がもつていない場合に、本省に適當に連絡をとつてくれ、善處しようといふお話であつたのであります。それはまことに當然の事でありまして、さういふ事態が起る場合はよく／＼の問題が起るからであります。日常の行政事務をやる

上においては、知事も忙しいし、そり一本省に自動車事務所がうまくないといふやうなことを言うことはできないと思ふのであります。しかも今度道路法案が施行されますと、地方自動車事務所の権限はますます重くなつてまいります。また事務が官廳を通り、自動車事務所を通り、屋上屋といふやうな非常に多いのであります。この地方の出先官廳がたくさん殖えたことは、地方民はかように解釋しておるものであります。去る四月の選挙によりまして、地方の知事が公選されて、知事の権限が非常に偉大になり、本省の命令に知事が従つてこない、従來は本省からの命令によつて知事は異動もしたのであります。選挙によつて公選された場合には、知事の権限が偉大になつて、本省の命令に従われない。であるから本省の命令を透徹させる意味において、地方の出先官廳をたくさんつくつたのだといふやうなことを、地方民はみな言つておるのであります。實際この前の自由討議のときにも、できるだけ地方の自由討議のときにも、できるだけ地方の出先官廳を廢止しろといふことが論ぜられたのであります。できるものならば、いやしくも運輸行政を委任する形をとる以上は、私は自動車事務所などといふものは、屋上屋で要らぬのではないかと思ふのであります。先般の政務次官の御答辭はまだ私納得いきませぬので、さういふ大臣がお見えになりましたから、御見解を承る次第であります。

○前田(部)委員長代理 この際一言申し上げます。正木委員長が運輸大臣に質問がありますので、暫時私が委員長代理をいたします。

○苦米地國務大臣 原委員の御質問にお答へいたします。自動車事務所の地方移譲につきましては、一應考へられるのであります。ただ交通のことは、行政面を一貫してやらなければならぬ事柄でありますから、その地方々々の限界された範圍で區々にやつておきますと、そこに共通的な交通の不便がある、こういう點が一つあります。それからもう一つは何と申しまして、現在また占領下でもありますし、殊に交通のことは、いろ／＼關係の面もございまして、ただちにこれを委譲することには今の段階においてはなつておりません。いま少し研究した上でないといふことと思ひます。さういふ考へであり、また事情になつておりますから、よく御了承願ひます。

○原(彪)委員 ただいまの御答辭では、今の段階ではさうになつていないといふことは、まだはつきり納得がいかないであります。いやしくも知事に委任される以上は、知事の指揮監督が運輸行政を透徹するやうにならなければ、數百萬の縣民の輿望を擔つて公選された知事の行政面の上において、支障があるのではないかと思ふのであります。出先官廳を設けたために、本省との連絡はよくなるのかもしませんが、知事としては、率直に申して、任事がやりにくくなるのではないかと私は思ふのであります。大臣はいかがにお考へになりますか。

○苦米地國務大臣 ただいま申し上げたつもりでありますけれども、なお繰返して申し上げます。交通はやはり一概性をもつて総合的にやらなければならぬといふ點と、できるだけ廣い範圍で運營するものでありますから、やは

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○正木委員長 では逐條審議にはいりません。

一章ごとにしたしまして、第一章總則について質疑があればこれを許します。

○田村委員 はなはだ迅速なお尋ねのようでございますけれども、第二條の最後の項において自動車事業とは云々といふことが、こゝした自動車事業なんかはやはり全國で相當あるものでございませぬか、どうですか。その點をちよつとお伺ひいたします。

○郷野政府委員 お答え申します。自動車事業といひまして、たゞいま營業いたしております業者の數といひましては、全國で十一業者ございまして、路線といひましては十三でございまして、専用自動車道といひましてはたゞいま五路線、五業者ございまして、これはこの定義にございまして、事業者が自分の自動車を運行させるために開設いたしております道路でありまして、専用自動車道の方は、業者が自分でこれに自分の車を通すといふことになりまして、一般自動車道の方は自分の車も通しますが、料金をとりまして一般の自動車にこれを開放してある。こゝういふことであります。

○前田(都)委員 私は第一章の根本問題についてちよつとお尋ねいたしました。先般自動車業者の代表と目される委員の方々からいろいろ御質問もあつたのでありますけれども、御意見もあつたのでありますけれども、民營を壓迫するといふことを非常にかばれるのであります、私どもは民營

の壓迫といふことは、これはよくないことであるけれども、この交通機關といふものはいろいろ公共性のあるべきものであります、その點に主眼をおくべきものではないか、こゝ考へるべきであります。この第一條の末尾に書いてありますところの「以て道路運送における公共の福祉を確立する」といふことが目的だと書いてありますけれども、これが一番中心になつて秩序の確立も事業の健全な發達もある。こゝういふことではないかと思つてありますけれども、これはよく鐵道當局にお伺ひしてあります。公共の福祉といふことが根本問題だ、それによつて初めて民營の問題も、また國營の問題も決定すべきものであると思つてありますけれども、この立案者でありますところの郷野政府委員に、この點をほつきりしていただければ、私は今後あつた問題が起きないのではないかと思つてあります。この點をひとつ大膽率直に御意見を聴かしていただきたいと思います。おの次第であります。

○郷野政府委員 お話の通り、この法律の最終の目的は、道路運送における公共の福祉を確保することにあるのであります、すべての道路運送に關する行政は、この目的を達成いたすことを目標にいたして行われることにならざるを得ません。お話の民營事業の育成助長の問題でございまして、この法律によりまして行政をいたしましては、公共の福祉を確保いたしますために、道路運送の健全な發達をはかるという責任を負ふことになるのでございまして、國の必要といたしましては、通運のありまるところに對しまして、こゝういふ方法によることを問はず、この

需要を満たすに必要なる輸送力を整備充實することにつきましては、できるだけの努力を拂わなければならぬものと考へております、ただ自動車事業の性質から考へまして、また今までの沿革から考へまして、現在においても民營の事業が非常に多いのでございまして、また今後においても民營の事業が現在の情勢でまいります限り、やはり大部分の輸送を擔當してまいることに相なるものと考へます。従いまして公共の福祉を確保するといふことを目的としたして、この民營の事業が、公益事業であります道路運送事業を許されておるのでございまして、この目的達成のために必要な責任は十分果していくように、これを指導しなければならぬものと考へております。従いまして民營の事業が擔當してあります交通事業に對しまして、これを充足していくといふ點においては、この法律の各條項に従いまして、事業者自身に積極的にこの責任を果してまいる努力をせよといふと同時に、その點において欠けるところがございまして、各條項に基きまして監督指導も十分やつていかなければならぬものと考へます。なお國營事業と民營事業の關連の問題でございまして、國營事業を經營すべき場合におきましては、民營事業との關係におきましてこれを十分に検討いたしまして、眞に國として經營すべき必要のある場合において、道路運送委員會の意見も徴しまして、これによつて國營事業の經營すべき路線が確定せられるといふことにならざるのであります。その間の調整につきましては、いたずらに民營の壓迫とならざるようになつておきます。

○正木委員長 それでは第二章監理の各條項に對する質問にはいりたと思つております。質疑を許します。

○田村委員 ただいまの御答辭を承りますと、自動車道と自動車事業は全國的にかなりあるようであります。その點に對して第八條を見ますと、道路運送委員會の諮問事項として一ないし五のことが掲げてありますけれども、このうちには自動車道並びに自動車事業に對するところの諮問は掲げてないのであります。それはどうしたことか、その必要がないといふことにならぬのでしようか。

○郷野政府委員 お答え申し上げます。専用自動車道の場合においては、自動車運送事業者がこれを使うのでございまして、自動車運送事業についての免許がその前提となるのであります。従いまして特に専用自動車道の開設といひまして、ここに諮問をする必要はないように考へております。それから一般自動車道關係でございまして、これも先ほど御説明申上げましたように、一般の例は自動車運送事業者が、自分の車もその上に通

す。その傍ら他にも開放いたしました。料金をもらつて營業する場合が多いのでございまして。この場合には自動車運送事業者といたしまして、その上に事業が經營せられることになりまして、この關係におきまして、自動車運送事業につきましての營業も、やはり自動車運送事業に關する限り、一體この道路運送委員會におきまして意見が徴せられることに相なります。ただ自動車事業といひまして、施設だけ考へてまいります場合にございましては、運送事業でなく、施設を整備するといふことに止まるのでございまして、この道路運送委員會に諮問することとなつた次第でございまして。

○田村委員 第八條と次の十二條に關連するようになつてまいるのでありますけれども、第八條の方にありますと、第三號に自動車運送事業者の免許がやはり諮問事項になつておるのであります。十二條によりまして、主務大臣がこの基準を定めてこれを公示して、次の一ないし六までの事項がなければ、當然許可しなければならぬといふことになつております。自動車の免許が義務づけられておること、免許に對して道路運送委員會の意見を徴して、この免許をしなければならぬといふ關係との調和は、一體どういふふうになりまつか、言いかえれば十二條によつて企業者の自由権を認めたとする立場であり、八條においては道路運送委員會を通してその諮問を経なければ、かりにその條件にはまつておつても、許可ができないといふ状態になつておりますので、この間の調和はどういふふうになつておつたことになりまつか。

○郷野政府委員 第十二條におきまして、「主務大臣は、自動車運送事業の免許に關し妥當な基準を定め、これを公示しなければならぬ」ということに、第一項になつております。この自動車運送事業の免許に關して、妥當な基準を定めるにあたりましては、第八條の規定によつて、道路運送委員会にその意見を徴して、運輸大臣がこれをきめるといふことなるのであります。なおまたこの免許基準に適合する申請があつた場合、ここに掲げられておる第一號ないし第六號の場合を除いては、事業の免許をしなければならぬといふことに定められておられますが、この際主務大臣としてはたしてここに掲げられておる一號ないし六號の場合にあてはまるかどうか。またこの場合にあてはまらないとして、一般の原則によつて免許基準に合つておるといふことで免許をしなければならぬかどうかといふことについては、みずから判断をするに先立ちまして、道路運送委員会の意見を八條の規定によつて徴し、これをもととしてその意見によつて行政處分をきめていかなければならぬ。こゝういふ關係になるのでございまして、主務大臣は十二條の規定によつて免許をする。また免許をする前提としての妥當な基準を定め、公示をするといふようなことを行つたのでございまして、その前提條件として第八條の規定によつて、道路運送委員会の意見を徴して、これをもととして、これらの行政行為をしなければならぬといふことなるのでございませぬ。

委員会の委員の任期を五年とするといふことになつておるようであり、五年といふことはあまり長過ぎ、實情に合はぬようなことになつてくるのじやないかと思ひます。その邊は當局で御研究になられて任期をお定めになつての、大體の御考案でございませうか。

○郷野政府委員 この點についてはそのときも申し上げたのでございませぬが、公正取引委員会のごときも、任期が五年に相なつております。交通問題はやはり相當に専門的な經驗と知識を要する問題でございませぬので、少し長い期間、専門的に道路運送委員の委員として職務をとつていただくといふことの方が、事務の性質上適當であると思ひます。一應五年という任期を私どもとして考へておるのでございませぬ。なおアメリカの國際交通委員会、I C O というのがございませぬが、こゝで事務をとつておられますが、委員であります。任期が六年となつております。大體この種の委員會については外國の例を見ても、比較的その任期は長いように存するのでございませぬ。こゝういふ考へ方から五年の任期が適當ではないかと信じておる次第であります。

○前田(都)委員 議事進行についてちよつと委員長にお伺ひしたいのであります。ただいま逐條審議をやつておるのであります。これをこの委員會で一つ／＼きめていつて、これが最後の決定になるものでしょうか。いろ／＼とこのうちに、委員會で御相談申し上げて修正しなければならぬような點もあると思ひます。委員長の方で、さらにこれが済んでから小委員會でもつくつていただいで、こまかい點まで検討する、こゝういふことなるのでしょうか。その點をはつきりしておかぬと、この進行上困る點があると思ひます。殊にこの政令の道路運送委員會の問題を決定しますと、それに伴う政令案というものは、よほど皆さんの意見もあるようでありますから、そゝういふ點もあらかじめ伺つておきたいと思ひます。

○正木委員長 前田君の御發言について委員長からお答へいたします。ただいまの議事の進め方は、議事を進めるために便宜上取計らつておる方法の一つでございまして、これが終りました場合には、これをあらためて小委員會に移して再審議するかどうかといふことについては、皆さんとよく相談をいたします。さらに、一應全體の質疑が終りますれば、委員會としての全體の會議を開きまして、各委員のいろいろの意見を總括的に持寄つて意見の交換をしてみたい。これは當然の處置であります。なおまた諸君個人々々の間においても、當法案に對するおの意見があらましようし、また諸君が各黨各派に持歸つて、黨として本法案に對する態度決定の方法もあらましようし、それはあくまで各黨派並びに委員各位の御自由であります。ただいまの各章ごとの審議というものは、委員長がただいま申しした通り、これは議事を進行する一つの取扱ひの方法である、こゝうお考へおきを願えればよろしいのであります。さういふ御了承を願ひます。

○田村委員 第八條の先般参りました政令案の要綱を見ますと、道路運送

でもつくつていただいで、こまかい點まで検討する、こゝういふことなるのでしょうか。その點をはつきりしておかぬと、この進行上困る點があると思ひます。殊にこの政令の道路運送委員會の問題を決定しますと、それに伴う政令案というものは、よほど皆さんの意見もあるようでありますから、そゝういふ點もあらかじめ伺つておきたいと思ひます。

○正木委員長 前田君の御發言について委員長からお答へいたします。ただいまの議事の進め方は、議事を進めるために便宜上取計らつておる方法の一つでございまして、これが終りました場合には、これをあらためて小委員會に移して再審議するかどうかといふことについては、皆さんとよく相談をいたします。さらに、一應全體の質疑が終りますれば、委員會としての全體の會議を開きまして、各委員のいろいろの意見を總括的に持寄つて意見の交換をしてみたい。これは當然の處置であります。なおまた諸君個人々々の間においても、當法案に對するおの意見があらましようし、また諸君が各黨各派に持歸つて、黨として本法案に對する態度決定の方法もあらましようし、それはあくまで各黨派並びに委員各位の御自由であります。ただいまの各章ごとの審議というものは、委員長がただいま申しした通り、これは議事を進行する一つの取扱ひの方法である、こゝうお考へおきを願えればよろしいのであります。さういふ御了承を願ひます。

○成重委員 議事進行について、ただいま各條項別の逐條審議に移つておりますが、各章にわたつて関連して質問したい場合がありますので、多少質問の際に、前に審議した章について関連して質問することもお許し願ひたいと思ひます。

○正木委員長 それも、當委員會で何回となく委員長から皆様に申し上げて打合せをいたしましたように、章ごとの審議にはいつても、總體の點で質問したいときには當然それを許す、こゝういふことになつておりますから、その點どうぞ御了承を願ひます。

○館委員 條文についての理解を得たいという意味で質問をいたします。第五條の「免許、許可または認可には、條件を附することが出来る」といふことですが、はなはだなざけなしい話であります。免許、許可、認可といふことはどういふ區別があるのかといふことと、もう一つは、條件を附することが出来るといふことですが、この條件といふものは大體概略においてどういふことを意味しておられるか。それがら、どこで、どんな機關によつてこの條件を決定されるか、といふことを伺いたいと思ひます。

○郷野政府委員 お答へ申し上げませぬ。免許は、この法律におきましては、事業經營の免許でございまして、新しくこゝういふ機能を附與する行政行為でございませぬ。許可は、一般に禁止しておりませぬことを、禁止を解除する行政行為といふ意味に使つております。認可は、その認可が法律上の効果を發生する條件になつておる場合におきまして、認可といふ用語を使つております。さうしてこれに「條件を附することが出来る」といふふうになつておりますが、從來條件を附した實例といったしましては、自動車運送事業を開始するにあたりまして、道路の一部が非常にくあいが悪いといふような場合におきましては、運轉の安全その他必要な營業上の條件を満たすために、道路の改修を條件とするような例がございませぬ。また道路の全面的な改修をいたさないまでも、特に待避所につきまして、何百メートルおきかに行違ひができるような設備をするといふようなことを條件とする例もございませぬ。なお道路の一部補修の悪いような場合におきましては、補修の程度を高めて、運轉の安全を確保するようにといふような條件を附した例もございませぬ。なおまたいろいろ／＼停留所の設備その他につきましての條件を附したような例もございませぬ。それらの條件は、それ／＼免許、許可、認可につきまして必要の最小限度において附せられるのでございませぬが、これを附する場合にあたりましては、おの／＼免許、許可、認可につきまして制限をもつております行政處におきまして、それ／＼の手續をとります。この行政行為をいたします場合に、それに應じまして、必要な手續がとられ、またその條件につきましても同時に手續がとられることになりませぬ。従いまして、新規の事業の免許でありますと、これにつきましては第十二條によりまして、主務大臣が免許することに相なりますが、やはりその際道路運送委員會に意見を徴することになつておりますので、條件の點につきましても同時に道路運送委員會の意見を徴することにならうと思ひます。

○館委員 そういたしますと、この條件といふのは、十二條に規定されたもの以外における實際上の個々の問題に

○館委員 いろいろいいたしますと、この條件といふのは、十二條に規定されたもの以外における實際上の個々の問題に

○館委員 いろいろいいたしますと、この條件といふのは、十二條に規定されたもの以外における實際上の個々の問題に

ついでに条件を指しているわけですね。そう解釋してよろしいですか。

○郷野政府委員 十二條に掲げられておられます第一號ないし第六號の「左の場合を除いては」というのがございませぬが、これには關係ございませぬ。そうしてこの条件を申します言葉は、少し性質が明瞭でございませぬが、實際におきましては、免許につけられぬた指示——インストラクション、こういうふうな意味に解すべきものと存じております。

○館委員 指示ということでありませぬ、これは省がそのときの諸事情を考慮した上でこれから營業を開始しよう、あるいは路線を新たに開始しようというときの条件として、運輸省自身でこれを指示するということになりませぬか。政令という形だとかそういう形でいくのでなくして、單に證書という形でございますか。

○郷野政府委員 この第五條の條件を附すると言います意味は、個々の行政行為につきまして考えられる問題でございませぬので、この條件を附するということも一つの行政處分であると考えられるのでございませぬ。従いまして政令その他法規に於いてきめてあります問題とは、おのずから性質が違つてございませぬ。

○館委員 次に第六條のことですが、「必要がある」と認めるときは、道路運送事業者とありまして、その次に「その他車輛を所有し、若しくは使用する者」との意味の自動車は家用自動車というふうな部分についての意味なんですか。

○郷野政府委員 御説の通りでございます。

○館委員 そのあとにさらに「自動車運送事業者又はこれらの者の組織する團體」とありますが、これらの者の組織する團體ということについての理解を得たいと思つて、これが附則第四條で「自動車運送事業者組合及び自動車運送事業者聯合會は、解散する」というのでありますが、それ以外にこれらの者の組織するところの團體というものの理解を得たいと思つて。

○郷野政府委員 附則の第四條によりまして、現在あります事業者組合並びにその連合會は解散することになりませぬ。従いまして統制組合であります現在の組合は、この法律の施行に伴いまして解散いたしましたなくなるのでございませぬ。ここで第六條に掲げてあります「自動車運送事業者又はこれらの者の組織する團體」と申しておりますのは、現在あります統制組合であります組合、またはその連合會がなくなつたあとにおきまして、新しく任意的な組合といたしまして、これらの者が團體を組織するといふふうな場合がありましておきまして、その團體に對しまして届出、報告、書類の提出を命ずることができませぬ。かようにいたしたいといふふうな考えを以てこの規定をおきましたので、現在あります統制組合が解散いたしましたあとにおきまして、どういふものが出てくるかといふことにつきましては、ただいまはつきりした豫想はいたしかねるのでございませぬ。アメリカの例を見ましても、いろいろといふ業者の國家的な全國的な團體もございませぬし、任意的な組合といたしまして、何ら強制力をもたない自治的な組合でありましたならば、そういう組合の出ることは、

私どももいたしたしましても望ましいことであると考えております。
○館委員 ついでに附則の四條に關連してのことですが、お許しを願ひたいのであります。連合會その他を解散せしめるといふことの根本意義について、ちよつと御説明を願ひておきたいと思つて。

○郷野政府委員 現在あります自動車運送事業者組合及び自動車運送事業者組合の連合會は、これは戦時中におきまして、統制會方式によりまして各種の業界が統制せられたのでございませぬが、その際に自動車運送事業につきましても、同じ考え方から統制會方式によりませぬ組合ができておつたのでございませぬ。これが戦時終了の現在におきまして、存在することが許されないのでございませぬ。従いましてこの組合の解散を早くいたしたいと思つておつたのでございませぬが、ちよつとこの道路運送法案を立案いたしました、新しく道路運送についての法規も整備していただくといふふうな機會も考えられておりましたので、この機會にこれらの組合を解散いたしました、新しくスタートをもつて民主的に出向すといふふうなことを考えておつたのでございませぬ。しかしながら實際の組合の運用におきましては、現在自動車運送事業法におきまして、これらの組合の根據になります法規がございませぬ。戦時中の規定の名残りを止めておきますが、戦後ただちに、この組合の従來行つておりました統制的な仕事につきましては、そのやり方も改めまして、現在すでに法律に定めておりますような運用はいたしておりませぬ。現在の法規におきましては、實際

の運用はできるだけ民主的な、自主的な、任意的な組合といふ心持で、すでにその運用に當つておる次第であります。

○館委員 この戦時的な統制團體を第四條に於て省くといふことはよくわかりませぬ。
その次に任意的に組織する團體といふものは、そういう性質を帯びない何かの形によつてできるものであらうと想像いたしますが、それはさておいて、地方的に各自動車會社が統制されて廣範圍において一本の營業體を組織しておる。そういうのも戦時中においてのそのときの一つの國の方針として強いてやられたといふ場合が、個々に見ると必ずございませぬ。また實際をうやつてみて、戦時型であつても都合のよい場所もあるかもしれませぬが、個々に見て配合の悪い場所に對しては、どういふふうにお考えになりますか。

○郷野政府委員 自動車運送事業を経営しております企業の統制につきましては、戦前から、これを逐次實施いたしまして、事業の經營の基礎を強固にし、公益事業といたしまして、眞に公共の福祉を増進するといふ見地から、その使命を達成できるような形態に於てございませぬ。戦時中資材の關係におきましては、いろいろ窮屈になつてまいりました。しかも輸送を確保しなければならぬ面におきまして、一層その使命の重大性を加えてまいつたといふような状態もありまして、統制を一段と強化してまいつたといふことは確かに事實でございませぬ。しかるに戦時後の今日におきましても、資材の關係におきましては、た

びたび申し上げるようになります自動車の車體の面におきましても燃料、タイヤ、その他の運當に要する消極的な資材の面におきましても、非常に窮屈でありまして、この點におきましては戦時中と云ふ大差ないような状態でございます。従いまして私どももいたしたしましては、戦時中統制いたしましたこれらの會社につきましても、現在戦争の目的遂行という點におきましては全然情勢は變つてまいつております。しかしながらこの資材の乏しいときにおきまして、できるだけ會社内ににおきまして資材の融通をいたしまして、重點的な輸送を確保していくという面における必要はなお變りないものと考えております。従いまして特殊な事情のございませぬ限り、一應現在におきましては、これらの企業ににつきましても現在の形態をもといたしまして、これからの經營をしていくということが現状においてはいいのではないかと、かように考えておる次第でございませぬ。

○館委員 その統制が非常に無理のある場合がありまして、少い車輛を統制して、そして廣範圍にわたつて分布しながら一面からいへば全部の地域の人に輸送の均等を與えておるのであるが、しかしこれを一局部に集中するといふと非常に都合のよい場合ができてきたり、あるいはまた地域的にはほとんど獨立しておるだけども、そういう形になつておるために、營業が非常にづらいつつておる場合も生ずるかと思つたので、これはひとつその地域ごと

に——ここに論議としても始まりませぬので、十分に研究していただき、一般問題でなく、そういう場合には十分な

問題でなく、そういう場合には十分な

問題でなく、そういう場合には十分な

る考慮を拂つていただけるものと私は
解釋したのであります。

次にこの章に關連してお聞きしたい
のは、「都知事又は當該市長の意見を
徴しなければならぬ」といふ最後の
言葉で結んである二十九條ですが、こ
のことに關連して、「都知事又は當該市
長の意見を徴しなければならぬ。こ
れは專業區域が東京都の區の存する區
域内または改令の定める市の区域内に
限られてゐる話でありますけれども、こ
の場合に第八條の委員の答申、たと
えば東京都ならば東京鐵道局管内にお
ける委員の答申以外に、あるいはま
た都知事、そういう者の意見を求め
るのであります。この關係はどうか
いうふうに解釋してよろしいかといふ
質問であります。

○郷野政府委員 二十九條の規定によ
りまして、都知事または當該市長の意
見を徴しなければならぬといふこと
になつております場合に、おきまして、
第八條の規定によりまして道路運送委
員會の意見をも徴さなければならぬ
といふ場合におきましては、おの／＼
この條項によりまして二つの立場にお
きまして都知事または當該市長並びに
道路運送委員會の意見を聴くといふこ
とになるのであります。従いまして
兩方の意見を聴きまして、運輸大臣そ
の他行政廳は、これに對しまして行政
處分をするといふことになつてゐます。

○館委員 東京都の場合であります
と、中央道路運送委員會有り、さら
に東京鐵道局管内における地方道路運
送委員會有つて、これに選ばれて出
る委員の人たちは、東京都その他改令
の指定する地域というより特殊體の
條件をも十分認識した上での委員であ

る。このように考へるのであつ
て、これだけの段階で差支えないかと
思われるんですが、それに特別な條項
を入れたという意味をどう解釋してお
られるか、お聞きしたい。

○郷野政府委員 二十九條の規定は東
京都の區の存する區域内並びに特
に改令で規定いたします市というよ
うなものにつきましては、これが一つ
の公共團體といつたしまして、非常に家
族的なつながりをもつた緊密な關係に
あります。團體でありますので、その
區域内における乗合自動車、運送營業
といふようなものにつきましては、特
に都知事あるいは當該市長の意見を徴
しまして、その家族的團體であります
都あるいは市の意向を十分に參酌した
といふことだから、二十九條の規定を
設けたのであります。すなほ二十九
條のような考え方はアメリカの輸送の
行政におきましても考へられておるよ
うでございます。市内の輸送につき
ましては市長の意見といふものが、非
常に重きをなして取扱われておるよ
うでございます。その考へ方をも參酌い
てございまして、その考へ方をも參酌い
たした次第でございます。東京都の例
について考へますと、ここで二十九條
の規定によりまして都知事の意見を徴
しますのは、區の存する地域内にお
きまして、従いまして東京都全體につ
いての問題ではございません。従つて
東京都の區の存する地域内につきま
しては、東京都といふ一つのまとつた
團體の意見を特に重視していきいた
うが趣旨でございます。従いまして
他の行政處分につきましては、必ずし
も道路運送委員會にかかけませんが、免
許のときといふような場合につきま
しては、東京都知事の意見も聴き、なお

また道路運送委員會の地方委員會の意
見、中央委員會の意見を聴くといふこ
とになるものと存するのであります。

○田村委員 そうすると、東京都以外
の各府縣道に對するところの一般乗合
自動車は、その府縣知事の意見は聴か
なくてもいいといふことになるのであ
りますか。

○郷野政府委員 道路運送委員會にお
きまして、免許に關しまして意見を聴
かれます場合に、おきましては、それ
ぞれ都道府縣知事の推薦にかかりま
す委員も出ておることでございます。
で、これらの委員を通じまして、道路
運送委員會は十分に各都道府縣の意
向を反映させることができると思いま
す。なお實際のこれらの行政處分につ
きまして、特に必要のあります場合に
おきましては、第八條の規定によりま
しても、利害關係人、その他各方面の
意見を聴いてこれを決するといふこと
になつておるので、必要に應じま
して、道路運送委員會は積極的に都道
府縣知事の意見を聴く場合もあるかと
考へます。

○館委員 東京都の區の存するところ
といふ意味がちよつと理解できないの
ですが、それをお話願ひたいと思いま
す。

○郷野政府委員 東京都の區の存する
區域内と申しますと、現在あります二十
三の區であります。この地域内にお
きまして、この關係におきまして都知
事の意見を伺いますのは、これらの區
の區長の意見をとりまて何うとい
ふ意味におきまして、都知事の御意見
を伺うのでございまして、東京都の管
内全般に關して責任を負つておられる
都知事の、全般的な問題としての御意

見を伺うといふ趣旨ではないのでござ
います。

○館委員 やや明瞭になりましたが、
さうしますと、現在東京都というよう
な所には、都それ自身は、いわゆる交
通關係の委員會とか何とかいうもの
が存在しておるかも知れませんが、さ
ういふものの意見と、今度新たにできる
本委員會の意見とが、實際においては
非常に重複するきらいがあつて、實際
の運賃の面においては非常にごちや
ごちやするのではないかといふ氣持が
あります。この點についてのお考へは
どうでしょうか。

○郷野政府委員 都長官が意見を述べ
られる段階といたしまして、どうい
う手續をおとりになりますか、内部の關
係につきましては直接考へていないの
でございますが、この二十九條の規定
におきましては、都知事の意見を徴す
ることになつておるので、都知事
の意見を伺へばそれで足りると考へて
おります。

○館委員 その邊のことは實際問題と
して、殊に交通事情の複雑な大都市に
おいては、めんどろなことになるので、道
路運送委員會の任務も従つて牽制され
るといふか、やりづらいつたといふか、な
かなかめんどろな問題になりやせぬか
といふことを危惧するのであります。
それから第八條のところですが、中央
道路運送委員會及び地方道路運送委員
會と二つにわけてあります。これは地
方道路運送委員會に諮問した事柄が、
さらに中央道路運送委員會で濫過され
るのかどうか。その權限についてお伺
ひいたします。

○郷野政府委員 この點につきま
しては次のように考へております。中央道

路運送委員會においては、中央の行政
官廳が行います行政處分につきま
しての諮問に應ずるものと思ひます。地
方におきましては、やはり地方の行政
官廳のもつておられます職權につきま
して、地方道路運送委員會に諮問され
るものと考へております。しかしなが
ら實際の運用におきましては、中央の
道路運送委員會が意見を述べますに
あたりまして、やはり内部におきま
しては、地方の道路運送委員會と連絡も
とりまして、地方の意見も十分に聴く
ものと考へております。

○館委員 全國の鐵道局所在の各道路
運送委員會からいろいろの希望とか意
見が出てきて、それが相反するものが
出てくる場合の取扱方、これはどうし
ても中央道路運送委員會が何か濫過
しなければだめだといふ氣持を私は多
分にもつておる。そればかりでなく
いろいろ地方においての諸願事項、あ
るいは免許事項といふことで、中央の
行政官廳が始末をしなければならぬ
ものが数多く雑多に出てきた場合に、
地方の委員會でできたところで、中央
が何とかしなければならぬ。かよう
な事柄について、中央道路運送委員會
が濫過しなければならぬと思ひます
が、その權限のあり方については、こ
で明示してないようにも思われま
す。

それからもう一つ「中央道路運送委
員會及び地方道路運送委員會とする」
といふことにおいての言葉の使ひ方
は、全部道路運送委員會と書いてあつ
て、中央とも地方とも書いていないが、
これは兩方を合せておるかといふこと
も、ついでにお尋ねしておきたいと思
ひます。

第一類第十四号 運輸及び交通委員會會議録 第二十三号 昭和二十二年十月四日

○郷野政府委員 お話のごとく、地方の委員会におきまして、いろいろと地方地方によりまして意見の違ふ場合もあるかと思ひます。これらの問題につきましては、結局中央官廳の職權に屬する事項として現われてまいります。場合におきましては、いづれ中央の道路運送委員会に意見を求められることと存じますので、中央の道路運送委員会においては、これらをとりとめまして意見を述べられるものと考えられます。

なお次にお話のございました道路運送委員会と申しております場合におきましては、中央、地方を含めまして考へておる田語の使ひ方であります。

○館委員 そういふことを考へてみまして、中央道路運送委員会と地方道路運送委員会との仕事の分野を、別々に立てて考へる必要がないかということをお述べた。たとへばこの權限です。第一番目の「この法律を改正する法律案及びこの法律に基く政令案の立案並びにこの法律に基く命令の制定及び改正」これはこの間論議になつたこととありますが、こういうような事項については、どちらかという中央道路運送委員会に對する諮問として掲げれば、比較的無理のないことになるのではないかと、この間論議したものであります。

○田村委員 必要に應じてということであると思ひます。これは先般衆議院に提出しなければならぬのを、先にこの委員会に行くのは少しおかしじやないかという發言があつたようでございます。政府はこれに對して、これは一面公聽會的な形を先にとつておいて、法案を練るために参考意見を聴くのだというお話があつた。いづれでもよろしい。とにかくこういふような

事柄は、當然地方道路運送委員会よりも、もつと廣汎な力をもつておると思われるところの中央道路運送委員会の權限としておいた方が、そういうことが非常に無理のない法文の作成になるのではないかと考へられるのであります。當然前述したような權限の問題が出てくるのでありますから、この第八條において全體的にお考へになつたらどうかと私は考へるのであります。さらにこの條文の中に公務所という言葉を使つてあります。公務所という言葉は何を指すかということも、ついでに質問しておきます。

○郷野政府委員 私の先ほどの答へは説明が足りませんので、あるいは御了解を願うのに不十分であつたと存じます。道路運送委員会とここに書いてございまして、もちろん先ほど申したように、中央、地方兩方の委員会を包含した意味でございますが、おののおの道路運送委員会について規定せられておる事柄については、その事柄いかによつて、性質上中央の委員会だけにしか問題にならないような事項と、そうでないものがあるわけでございます。この第一號にある、この法律を改正する法律案及びこの法律に基く政令案の立案というふうなものについては、性質上もちろん中央道路運送委員会のみが意見を徴せらるべきものであると考へます。これらの點につきましては、この第三項の一番初めにあります行政官廳は左の事項で重要なものについて道路運送委員会の意見を徴するということになつておりますが、先ほど申しましたように、行政官廳のおのの職權によりまして、中央道路運送委員会に諮問するもの、地方

道路運送委員会に諮問するものというものが、次に掲げております五つの事項につきまして、おのずからわかれてまいるのでございます。

次にお尋ねのございました公務所という言葉の意味でございますが、これは官公衛といふような言葉よりはさうに廣いのでございまして、官公衛の派出所あるいは駐在員のおるところといふようなものから、さらに學校のようなものまで含めまして、最も廣い觀念であると御承知願ひたいのであります。

○田村委員 先ほどの御答辭によりますと、東京都知事以外の各府縣の知事の意見は、その府縣から出ておる道路運送委員会の委員の方でよく調査をして連絡してくれたならばというお話であつたのですが、道路の管理者に對しては意見は聴かなくてもいいのかどうか、その點をお伺ひいたします。

○郷野政府委員 自動車運送事業が、道路との關係におきまして密接な關係がございしますので、道路の使用の點につきまして、實際に運行が可能であるかどうかというふうな點につきましては、行政處分をいたします場合に、それ、必要に應じて、實際に連絡をとつて仕事を處理してまいるかように考へております。

○田村委員 必要に應じてということでありませうけれども、これは先般衆議院を通過しました國家賠償法によりまして、管理者が損害賠償の責を負うというふうになつておるのであります。従つて道路の管理者、たとえば府縣道あるいは國道であつても、縣知事が管理するといつたような場合に、結局それには橋梁その他道路に何か管理上の失

態があつたという場合には、ただちに乗客なりその他の人から、管理者が訴訟の一つとして損害賠償で訴えられ。そうなつてくると、そういうふうな自動車事業の免許の場合において、その方へは論議を徴せずして、運輸大臣その他國務大臣が免許する。何かあつたときには損害賠償の責任はその管理者が負うということになつてきますから、そういう點を考慮して、やはり一つの條件の中に入れて方がいいのではないかと。殊にまた各縣から出る運送委員が一人ということになつておりますが、これも私は多少意見がありますけれども、これが運輸省の今の御構想のような事業者とはいつてもいいといふことになつておると、従来の業者の意見と地方民の意見といふものが對立した場合に、縣民の世論といふものを地方の行政官廳の代表者たる人から聴くことができないということもあり得ますし、また一面府縣道ということになつてきますれば、その府縣がその道路の改修費をもたなければならぬ。そうしたいらう／＼な意見から言つても、やはり道路運送委員といふものには、道路管理者あるいは府縣知事といふたよりなるもの意見を徴することの必要な場合が非常に多いのではないかと申すのであります。その點に對しての御所見を伺ひます。

○田中(源)政府委員 ごもつともな御質疑だと思ひます。賠償の対象は立法上から申しますと、事業主である當該大臣と、それからその事故の發生原因にもよりますけれども、大體地方長官、道路法によりまして兩方を相手として損害賠償の対象となし得るわけでありませう。今お説のようにこの道路委員会

の員數は別として、あらゆる道路の管理者である府縣知事、また當該道路を改修すべきところの一般の財政を扱つておる自治體の首腦である知事といふものに對しては、各般にわたる諮問なり協議は、當然その委員会が直接いたすべき筋合のものでありまして、自然運用の面においては、お説の通りに行われることが當然でありますから、さう御了承願つて差支えないと思ひます。

○前田(郁)委員 私は道路運送委員会について一言お尋ねしたいと思ひます。今後この法案が實施されるという最も重要な立場になるものはこの道路運送委員会であると思ふのであります。そこでこの道路運送委員会の運用であるとか、いろ／＼なことは政令でおきめになつておると思ひますが、この政令についていろ／＼私ども委員の仲間意見があるのをごいまして、この意見をば取入れてくださる意思があるのではありませんか、それを先にお聴きしたいのであります。

○田中(源)政府委員 政令制定に關しての當委員の各位の御意見は、委員會の決定によつて御意見を提出願ひするならば、當局としてその意見において政令の上が必要である面につきましては織りこむことに決してやぶさかでないのをごいします。それを御了承願ひします。

○前田(郁)委員 ただいま政務次官の御意見でよくわかりました。私まことに満足に感ずる次第であります。なおこれから皆様の意見も出ると思ひますが、ちよつと私の中で、本日時間がございますが、お尋ねしたいと思ひますことは、この委員推薦でございます。

○田中(源)政府委員 ごもつともな御質疑だと思ひます。賠償の対象は立法上から申しますと、事業主である當該大臣と、それからその事故の發生原因にもよりますけれども、大體地方長官、道路法によりまして兩方を相手として損害賠償の対象となし得るわけでありませう。今お説のようにこの道路委員会

す。これは相當大きな政治問題になつてくるのではないか。御承知の通り、都道府縣知事というものは公選でございます。各派が選挙のときは血みどろになつて闘つて當選を得るといふやうなわけでありまして、政黨の關係とか、いろ／＼な關係においてこの知事の動きは微妙な關係になつてくるのではないかと思ひます。このときにこの政黨を背景とする知事がただ一人の候補者を推薦するといふことは、なかなか困難な問題ではないかと思ひます。でありますから、私どもはこれに對しましては、三人くらのりつばな優秀な方をまず縣の代表者として推薦してもらつて、そのうちから當局が最も適當なる公平な人間であるといふ者を選び出すやうな、そつう仕組にするのが最も適當ではないか、こう考へておるのであります。その他委員の選定方法につきましてもいろ／＼刑餘者であるとか、官吏はいけないとかいふことがあります。このことはなほ今日は時間もございませんで、いろいろと私ども研究してお願ひいたしたいと思ひますから、十分にひとつ研究していただきたいと存じます。殊に將來地方のいろ／＼な政治問題がこの道路運送という面に現われてくるわけでありまして、この道路運送委員の使命はまことに重大であるから、この政令をおつくりになる場合も、將來の見透しを十分につけていただきまして、そつうしてお互いが國家のためにも、また地方のためにもなるやうな方法で、この政令を定めていただきたいと考へます。

○正木委員長 本日はこの程度にして次會に審議を譲りたいと思ひますが、

いかがでしょう。

(「展談なし」と呼ぶ者あり)

○正木委員長 では本日はこれにて散會いたします。

午後三時五十分散會

昭和二十二年十一月二十日印刷

昭和二十二年十一月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局